

貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡します。なお、この約款に定めのない事項については法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申し込み）

- 1 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、本約款及び当社所定の料金表等に同意の上、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約することができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申し込みがあったときは、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応じるものとします。予約に際して、当社は当社が別途定める予約申込金の支払いを求める場合があり、借受人はこれに応じるものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取り消し等）

- 1 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。なお、予約した借受時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
- 2 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 3 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約締結されなかったことについて、本条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（予約業務の代行）

- 1 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店及び提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができるものとします。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、予約の変更又は取消をその申し込

みを行った代行業者に対してするものとします。

第6条（代替レンタカー）

1 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡すことができないとは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡し申し入れることができるものとします。

2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラス貸渡料金より高くなる時は、予約した車種クラス貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる時は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れ拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4 前項の場合において、貸渡すことができない原因が、当社の責に帰すべき事由による場合には、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

5 第3項の場合において、第1項の貸し渡すことができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由、他の借受人によるレンタカーの返却遅延又は固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、当社のレンタカー貸渡事業の運営に供されるシステムの故障又は不具合、天災その他の不可抗力事由により、当社の責に帰さない事由による場合には、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとし、予約の解除により借受人に生ずる損害について、責任を負わないものとします。

第3章 貸 渡 し

第7条（貸渡契約の締結）

1 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。

2 貸渡契約の申込みは、第2条第1項に定める借受条件を明示して行うこととします。

3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、その写しを取ることがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお貸渡契約の締結の際に借受人又は運転者が当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、借受人又は運転者に返却しないものとします。

4 当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認をすることができる書類の提出を求め、その写しを取ることがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとします。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者に連絡するための携帯電話等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。

7 運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

8 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結をできないものとします。

- (1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー、禁止薬物等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 過去の貸渡しにおいて（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）第19条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (5) 暴力団もしくは暴力団関係団体の構成員もしくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）、第22条第6項又は第30条第1項に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡しにおいて（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (5) その他当社が不相当と認められるとき。

第9条（貸渡契約の成立等）

1 貸渡契約は借受人が貸渡料金を支払い、また貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同行に明示された借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

1 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。

- (1) 基本料金 (2) 補償料金 (3) オプション料金 (4) 給油代行手数料 (5) 配車引

取料金（7） その他の料金

2 基本料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局支局長（以下、第15条第1項においても同じとします）に届け出て実施している料金表によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第11条（借受条件の変更）

1 借受人は、貸渡契約の締結後、第2条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第12条（貸渡契約の解除）

1 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号に該当したときは、何らかの通知および催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。

（1）この約款に違反したとき。

（2）借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。

（3）第8条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 借受人はレンタカーが借受人に引渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第24条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第13条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

1 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、レンタカーが使用不能となった時点で貸渡契約は終了するものとします。なお、この場合、当社が別途定める料金表に従い、当社は、借受人に対し、レンタカーの使用が不能となった時点以降の貸渡料金を免除するものとします。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第14条（中途解約）

1 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

【解約手数料】（貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金）×50%

3 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため、貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約は終了したものとします。なお、この場合、当社はレンタカーの使用が不能となった時点以降の貸渡料金について、借受人に対する免除は行わないものとしま

す。

第 15 条（貸渡証の交付・携帯等）

- 1 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。
- 2 借受人は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第 4 章 使 用

第 16 条（借受人の管理責任）

- 1 借受人は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人は、第 1 項の注意義務を怠り、レンタカーを汚損、滅失又は毀損した場合には、ただちに当社に報告するものとする。

第 17 条（定期点検整備）

当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検を実施したレンタカーを貸渡するものとします。

第 18 条（運行前点検）

借受人は、使用中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の運行前点検を実施しなければならないものとします。

第 19 条（禁止行為）

借受人は、レンタカーを使用中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しにしようすること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7) レンタカー日本国外に持ち出すこと。
- (8) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

第 20 条（賠償責任）

1 借受人は、借受人が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

第21条（補償）

1 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める保証制度により、借受人が負担した第20条第1項の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

(1) 対人賠償 1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

(2) 対物賠償 1事故限度額 無制限（免責額5万円）

(3) 車両補償 1事故限度額 時価額（免責額5万円）

(4) 人身傷害補償 1名につき 2,000万まで

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 借受人が貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4 保険金又は補償金によっててん補されない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金額を超える損害については、借受人の負担とします。

5 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。

6 当社が前項に定める借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第22条（駐車違反）

1 借受人が使用中にレンタカーに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人は駐車違反をした地域を管轄する警察署（以下「取扱い警察署」といいます。）に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。

2 前項の場合において、警察署から当社に対し駐車違反について連絡があった場合、当社は借受人に連絡し、速やかにレンタカーを当社所定の場所に移動させ、レンタカーの返還日時又は当社の指示する時まで取扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示します。また同時に、当社は借受人に対し、警察署等に出頭し、駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に署名するように求めるものとし、借受人はこれに従うものとします。なお、借受人が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の

諸費用を支払っていないときは、借受期間中であっても、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、レンタカーの返還を受けないことができるものとします。

3 前項の場合において、レンタカーの返還が借受期間経過後となった場合には、借受人は当該超過期間分について別途利用料金を支払うものとします。

4 当社は、当社が必要と認めた場合には、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された借受人情報、借受人に貸渡したレンタカーの登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、借受人はこれに予め同意するものとします。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、又は借受人の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額 (2) 当社が別途定める駐車違反違約金 (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人又は運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます）に登録する等の措置を取るものとします。

7 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、（又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われ）たときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 事故・故障・盗難時の措置等

第23条（事故処理）

借受人は、レンタカーの使用中に、当該レンタカーにかかる事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次の定めるところにより処理するものとします。

- (1) ただちに事故の状況等を当社に報告すること。
- (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定するときは、あらかじめ当社のしょうだくを受けること。
- (4) レンタカーの修理は、とくに理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

- 2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当社は、借受人のため当該レンタカーにかかる事故処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第24条（故障時の措置等）

- 1 借受人は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合は、レンタカーの引渡し及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、当社への連絡時刻をもって貸渡契約が終了したものとし、当社は、レンタカーの使用が不能となった時点以降の貸渡料金について、借受人に対する免除は行わないものとします。
- 3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
- 4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことによる生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第25条（盗難時の措置等）

借受人は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第6章 返 還

第26条（返還責任）

- 1 借受人は、レンタカー借受期間満了時に所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第27条（返還時の確認等）

- 1 借受人は、当社立会いのもとに、貸渡契約において定められた場所に、借受開始時の状態でレンタカーを返還するものとし、通常の使用による劣化、摩耗を除き、レンタカーの汚損、損傷又は備品の紛失等が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーの借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、レンタカーの返還にあたって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人

又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとしします。

3 前項のほか、レンタカー返還時において、燃料タンクがガソリン・軽油等の燃料で満ちていない場合（いわゆる「満タン」ではない場合）には、借受人は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した給油代行手数料を、直ちに当社に支払うものとしします。

第28条（レンタカーの返還時期等）

1 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとしします。

2 借受人は、第11条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間内に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとしします。

3 借受人は、第11条第1項にかかわらず、当社の承諾を受けることなく、借受期間を超過したときは、次に定めるところにより算出した違約金を支払うものとしします。

違約料＝超過日数×超過料金単価×300%

第29条（レンタカーの返還場所等）

1 借受人は、第2条第1項により明示した返還場所に返還するものとしします。ただし、第11条第1項により返還場所を変更した場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとしします。

2 借受人は、第11条第1項による当社の承諾を受けることなく、第2条第1項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める違約料金を支払うものとする。

違約料金＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第30条（レンタカーが返還されない場合の処置）

1 当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をする等の措置をとるものとしします。

2 当社は、前項の場合、あらゆる方法によりレンタカーの所在を確認するものとしします。

3 第1項の場合、借受人は、第20条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとしします。

第7章 雑則

第31条（チャイルドシート）

1 チャイルドシートは原則として借受人が装着するものとしします。係員が手伝った場合においても、安全の確認は借受人が自らの責任で行うものとしします。なお、チャイルドシー

トの装着不具合により生じた怪我などについては、当社は一切責任を負わないものとします。

2 借受人は、不適切な取扱いや管理等によりチャイルドシートを破損・紛失した場合は、その費用を負担するものとします。

第32条（代理貸渡し）

この約款は、当社がレンタカーの保有者として、他の事業者に委託してレンタカーの貸渡しを代理させる取引を行わない借受人へレンタカーを貸渡すときにおいても、適用されるものとします。

第33条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条（消費税）

借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税、地方消費税を別途当社に支払うものとします。

第35条（遅延損害金）

1 借受人は、貸渡料金その他の金銭債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払い期日の翌日から支払がなされた日までの日数分の年率14.6%の割合による遅延損害金とともに、貸渡料金その他の未払金を直ちに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て借受人の負担とします。

第36条（通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責）

1 当社は、借受人への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、レンタカー貸渡に係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して借受人が被った損害について一切責任を負わないものとします。

2 当社は、当社のホームページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

第37条（準拠法等）

1 準拠法は、日本法とします。

2 法文約款と、英文その他法文以外の約款に齟齬があるときは、法文約款を優先するものとします。

第38条（約款および細則）

1 当社は予告なく約款および細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。

2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店（営業所）に掲示するとともに、当社の発行するパンフレットおよび料金表にこれを記載するものとします。又これを変更した

ときも同様とします。

第39条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業店（営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

第8章 個人情報

第40条（個人情報の利用目的）

- 1 当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - （1） レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - （2） 借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - （3） レンタカー、中古車その他当社において取り扱う商品・サービス等あるいは、各種イベント・キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、お客様にご案内すること。
 - （4） お客様の本人確認及び審査をするため。
 - （5） 商品開発あるいは顧客向上策検討のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施すること。
 - （6） 個人情報を統計的に集計・分析し・個人を識別・特定できない形態に加工した統計を作成するため。
 - （7） 以下の個人情報を書面又は電子媒体によりグループ会社、当社の提携会社に提供すること。ただし、本人の申し出により第三者提供を停止いたします。提供する項目：住所・氏名・生年月日・電話番号、及びお客様とのお取引に関する情報。
- 2 当社は前項7号における個人情報を当社とフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーと共同利用する場合があります。
- 3 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第41条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人は、第22条第6項又は第30条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人の氏名、住所等を含む個人情報が社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

附則 本約款は平成30年6月1日から施工します。